

議案第201号

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定
について

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市及び障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第3条 地域活動支援センターの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用にあたっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第4条 地域活動支援センターの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第5条 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対してサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第6条 地域活動支援センターの設置者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、次に掲げる利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条の規定によるサービス提供の記録
- (2) 第17条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 第18条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第7条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない

(設備の基準)

第8条 地域活動支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
- (2) 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。

(2) 便所 利用者の特性に応じたものであること

(職員の配置の基準)

第9条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1人

(2) 指導員 2人以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第10条 地域活動支援センターの設置者は、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第11条 地域活動支援センターの設置者が、利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる

ものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める場合には、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者等に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第12条 地域活動支援センターの設置者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 地域活動支援センターの設置者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第13条 地域活動支援センターの設置者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第14条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第15条 地域活動支援センターの設置者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターの設置者は、地域活動支援センターにおいて感染症

又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第16条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第17条 地域活動支援センターの設置者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターの設置者は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターの設置者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターの設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条の規定の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市等に連絡を行うとともに

に、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者自立支援法第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定するものである。